

I 青梅市における学校評価の基本的な考え方

1 学校の改善に生きる学校評価

(1) 青梅市における学校評価の現状

教育委員会では、平成15・16年度に「学校経営評価システム検討委員会」を設置し、学校経営および教育内容の改善に生きる学校評価の在り方について検討を行いました。その検討結果を受けて、学校経営のPDCAサイクルに即した学校評価の在り方について提言を行い、「評価システムを活かした学校経営の改善・充実のモデル（巻末資料参照）」を示しました。

各学校では、この提言を基に、学校の教育活動に対する教職員による評価、学校運営連絡協議会委員や保護者などによる学校外部の方による評価を実施してまいりました。平成19年度末現在、市立全小・中学校において、校長の方針等にもとづいた学校評価が行われております。

しかし、次のような課題も見られます。

【青梅市立学校における学校評価の課題】

- 学校評価の項目が網羅的であり、次年度の学校経営の改善に生かしきれない例もある。
- 学校経営方針や教育課程等の内容と、学校評価の内容が整理しきれしていない例もある。
- 中間評価と年度末の評価の考え方や内容を整理する必要がある。
- 教員による評価、保護者による評価、学校運営連絡協議会委員による評価、児童・生徒による授業評価等、各種の評価との関連や手順を整理する必要がある。
- 学校評価の結果の取扱いが学校によって異なっており、公表している学校とそうでない学校が見られる。また、公表の仕方も学校によって異なっている。
- 保護者や地域の方にとって、評価内容や評価結果が分かりにくい面がある。

本委員会では、これらの課題を改善し、学校運営や教育活動の改善に生かすことができる評価の在り方について検討を進めてまいりました。

(2) 「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の改正について

平成19年6月には、改正された学校教育法および同施行規則が公布され、学校評価と情報提供について、次のように規定されました。

学校教育法における学校評価の規定

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(中学校等にも準用)

学校教育法施行規則における学校評価の規定

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。 (以上は中学校等にも準用)

この規定にもとづき、教育委員会では、次のとおり「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正を行い、学校評価を次のように規定しました。

青梅市立学校の管理運営に関する規則への規定

第24条 校長は、毎年度、学校経営計画を策定するとともに、教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価を実施するものとする。

2 校長は、前項の評価を踏まえた当該学校の保護者および関係者（当該学校職員を除く。）等による学校関係者評価を実施するものとする。

3 校長は、前2項の評価（以下「学校評価」という。）を行ったときは、その結果を公表するとともに委員会に報告しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

※ 本報告書においては、上記の「学校経営計画」を「学校経営方針」と読み替えています。

(3) 青梅市立小・中学校における学校評価

「青梅市立学校の管理運営に関する規則」の一部改正により、青梅市立小・中学校では、学校評価を次のとおり実施することとなります。

青梅市立小・中学校における学校評価の実施

ア 自己評価を実施し、その結果を公表する。

イ 学校関係者評価を実施し、その結果を公表する。

ウ 自己評価の結果および学校関係者評価の結果を、教育委員会に報告する。

国の法改正においては、当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者による評価の実施と、その公表は「努力義務」として規定されています。これに対し、本市においては、上記「2」のとおり、学校関係者評価の実施とその結果の公表は、すべての市立小・中学校において実施するものとしています。

学校運営や教育活動の改善に生かす学校評価を実施するためには、学校が自己評価を行うことのみで評価を完結させるのではなく、保護者や地域の方々（以下「保護者等」という。）との意見交換を十分に行うことが必要です。また、学校の運営や教育活動に対する保護者等の関心が高まる中で、学校が適切に説明責任を果たすこと、学校と保護者等が、学校の状況に関する共通理解をもつことにより、相互の連携協力の促進が図れるようにすることが必要です。

これらのことから、学校関係者評価について、上記のとおり実施することとしました。

(4) 学校評価における各種評価のとらえ方

自己評価および学校関係者評価のとらえ方等をまとめると、次のようになります。

	評価者等	とらえ方
自己評価	学校の教職員が行う評価	○学校評価の最も基本となるもの ○校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加して行われるもの ○設定した目標や活動計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価を行うもの
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価	○保護者、学校運営連絡協議会委員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校の教職員、その他の学校関係者などによって構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの

参考：「学校評価ガイドライン（改訂） 文部科学省 平成20年1月31日」

この他に、学校と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価を「第三者評価」として説明する場合がありますが、本委員会における第三者評価の考え方については、後述します。

2 学校評価の目的

学校の運営や教育活動の改善に生かす学校評価は、次の目的をもって実施します。

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 各学校が、自己評価および学校関係者による評価を実施し、その結果を公表・説明することにより、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

参考：「学校評価ガイドライン〔改訂〕 文部科学省 平成20年1月31日」

3 学校経営方針にもとづく学校評価

(1) 学校経営方針と学校評価

校長は、学校の教育目標を達成するために、短期的・中期的な経営目標やそれらを達成するための取り組みの重点等を示した、学校経営方針を策定しています。また、学校には、全教職員の参画による組織的な指導体制のもと、学校経営方針にもとづいた教育活動を実施し、児童・生徒一人一人の資質や能力を育成していくことが求められています。

この教育活動の実施状況や、短期的・中期的な経営目標の達成状況を把握し、成果や課題を明確にするとともに、その結果から改善策を策定していくことに、学校評価の意義があります。

このことから、学校評価を学校の改善に生かすためには、学校評価が、校長の策定する学校経営方針に即して行われることが重要です。

学校経営方針に即して評価内容や項目を設定することで、教職員が具体的に自己の実践や組織としての目標の達成状況を振り返ることができます。また、校長の学校経営方針の骨子は、様々な機会を通して保護者や地域の方々に周知されるべきものであることから、学校外部の方々にとっても分かりやすい学校評価を実施することにつながります。

(2) 目標設定の重要性と学校経営方針の改善

学校評価を具体的で分かりやすく、公表に際して説得力のあるものにするために、校長は、学校経営方針に、自己の学校経営の目標や方針等を明確に示すことが必要です。

特に、学校が当該年度に重点を置き、目指そうとする成果や解決すべき課題を明確にし、校長が目標を設定することが重要です。目標設定は、組織経営の基盤となるものとして位置付けられるものであることは言うまでもありません。

また、各教職員が行う自己の職務上の目標設定や、校務分掌の各組織の目標設定は、校長が示す目標に即して行われるものです。このことを十分に踏まえ、学校の全教職員がその目標の達成を意識して教育活動に取り組むことができるよう、実効性のある内容を、端的な表現により、目標として明示することが必要です。

校長には、学校経営方針や目標が、情緒的な内容になったり、膨大な文章になったりすることを避け、教員にとって目指す方向性や具体的な取組みの方針が明確になるように改善していくことが求められます。

学校評価が校長の経営方針にもとづく学校運営や教育活動の状況の評価するものであることから、校長による学校経営方針や目標等の適切な示し方が、学校評価の効果的な実施を左右する基本条件となります。

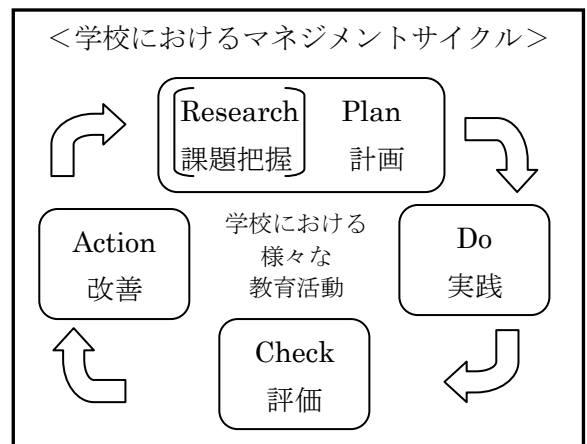
II マネジメントサイクルに即した学校評価の確立

1 マネジメントサイクルに即した学校評価システム

学校経営や学校運営は、マネジメントサイクルにもとづき、継続的に改善されていくことが大切です。学校は、このマネジメントサイクルにもとづいて、教育活動の成果や課題を見出し、教育活動の改善や充実に取り組み、教育水準の維持・向上を図っています。

学校評価は、このマネジメントサイクルの考え方にもとづいて行われることが重要です。学校評価の運営や実施に関連する一つ一つの取組みを、マネジメントサイクルに効果的に位置付け、学校評価を計画的に進めていくことで、成果や課題を適時に、的確に把握することができます。

青梅市教育委員会では、マネジメントサイクルに即した学校評価の進め方のモデルとして、「評価システムを活かした学校経営の改善・充実のモデル（前掲：巻末資料参照）」を作成しています。このモデルを基に、各学校の実態に即して、マネジメントサイクルの中に学校評価にかかわる様々な取組を効果的に位置付けた学校評価システムを構築することが必要です。



参考：「学校教育の一層の充実に向けて」平成20年3月
東京都教育委員会

2 学校評価システムの円滑な運営

学校評価システムを円滑に運営するためには、学校評価に関する様々な取組みについて計画を立て、その進行状況を管理する組織が必要になります。学校評価を担当する校務分掌上の組織を明確にし、当該組織を掌握する主幹教諭等を中心にして計画的な実施ができるようにすることが必要です。

当該組織は、管理職の指示のもと、学校評価の取組みの企画・運営を担当します。その際、他の分掌組織の主幹教諭、主任等と連携し、組織目標の設定や組織としての取組み状況の把握、評価の実施等、学校評価の推進に当たって各分掌組織が担うべき事柄を明確に示していくことが重要です。

このようにして学校評価システムを円滑に運営することにより、学校のマネジメントサイクルは一層効果的に機能するようになり、組織的な学校運営が実現されます。

Ⅲ 学校評価の実施

1 学校における自己評価

(1) 自己評価の考え方

学校が行う自己評価は、学校評価の基本となるものです。校長の学校経営方針にもとづいて、適切な評価項目を設定し、計画的・組織的に実施することが重要です。

自己評価を教職員が適切に実施し、その結果を分析するとともに、結果にもとづいて教育活動の改善のための具体策を協議することにより、教職員の経営参画意識を高めることが期待できます。

学校評価の実施にあたっては、学校において教育課程を編成する際のリーダーとなる副校長が、学校評価担当者や主幹教諭等を中心とした組織的な実施体制を構築し、校長の学校経営方針にもとづいた学校評価が行えるよう、リーダーシップを発揮することも大切です。

また、自己評価と学校関係者評価との関連を明確にするとともに、自己評価の参考とするための保護者や地域へのアンケート、児童・生徒による授業評価等の実施時期や内容とも十分な関連をもたせて実施することが重要です。

(2) 自己評価の進め方

学校における自己評価を次の手順で進めることで、マネジメントサイクルに即した評価が行えるようになるとともに、学校関係者評価との関連を整理した評価が実施できるようになります。また、このような手順に即して組織的に評価を進めることで、学校評価システムが確立していきます。

【第1期】 4月

ア 経営方針の策定と周知

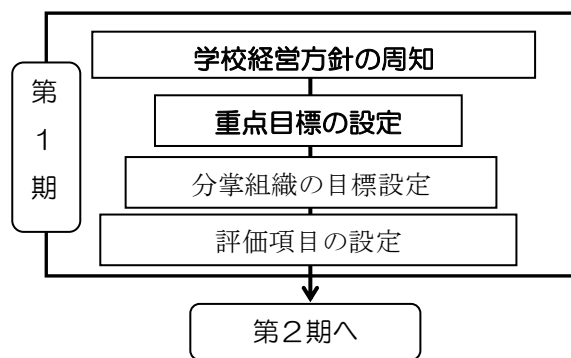
前年度の学校評価の結果や改善策等を踏まえて、校長が策定した学校経営方針を、教職員、保護者、地域等に示します。

イ 重点目標の設定

学校経営方針にもとづき、当該年度の重点目標を明確にします。学校経営方針には、学校経営全般について、長期的な目標、中・短期的な目標が示され、それらを達成するための方策等が示されています。学校評価は、これらの目標の達成状況や、方策の実施状況の評価するものです。しかし、これらの目標が総花的であっては、教職員が行う学校の自己評価の視点が広がり、評価があいまいになることが考えられます。また、そのような自己評価の結果を示しても、保護者や地域から信頼を得られる内容にはなりません。当該年度に達成すべき目標を重点化し、その重点目標の達成状況と方策の実施状況について評価していくことが重要です。

ウ 組織目標の設定

学校経営方針や重点目標を踏まえて、各分掌組織の目標を設定します。また、その目標を達成するための具体的な方策を明確にします。その過程において、副校長は、校長の方針等を踏まえ、主幹教諭や主任を中心とした組織的な協議が行えるよう、組織体制を構築することが重要です。



また、各分掌組織が設定した目標や方策については、主幹教諭や主任を通して副校長に報告させるとともに、目標の設定や方策の立案の仕方、その内容について指導・助言を行うことが重要です。

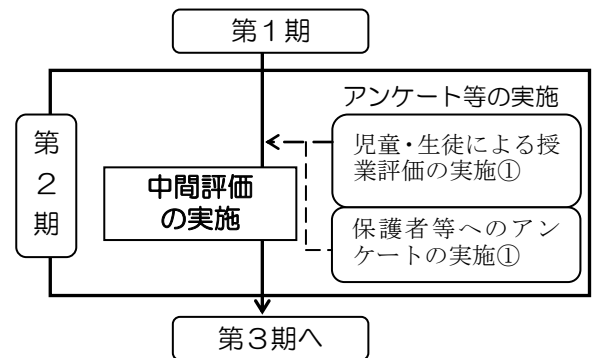
エ 評価項目の設定

重点目標や組織目標を踏まえ、当該年度における評価項目を設定します。後述する「(4) 自己評価項目の設定と評価方法」を参考に、教育活動の結果や成果が明確になるよう、内容や項目の表記を工夫することが重要です。

【第2期】 4月から8月

ア アンケート等の実施

校長の学校経営方針や、重点目標を踏まえ、その具現化を目指して、様々な教育活動が行われます。その進捗状況を把握し、目標等の達成に向けた活動が適切に行われているかを確認し、必要に応じて取組みの改善を行うことは、目標等を確実に達成していくために不可欠なことです。そのために、中間評価を行うことが必要になります。



中間評価は、教職員の自己評価を中心に実施します。その際、具体的で客観的な評価を行うための情報として、児童・生徒の授業評価や保護者等へのアンケート等を実施し、その結果を活用することが重要です。

(ア) 児童・生徒による授業評価の活用

学習指導の状況について自己評価を行う際には、教員が、学習に取り組む児童・生徒の姿や指導の成果を把握し、その結果等を踏まえて評価を行うことが重要です。そのためには、日々の教員の学習指導について、児童・生徒による評価を行うことが効果的です。

児童・生徒の評価を行う際には、次の2点が重要になります。

- 児童・生徒の「自己評価」と「授業評価」の分離
 - ・「国語の授業に、意欲的に取り組んでいますか。」などの問いは、児童・生徒に対して自己の学習への取り組みの姿勢を問うこととなります。これは、児童・生徒に自己評価を求めるものであり、教師の指導の状況を直接振り返る「授業評価」とは言えません。
 - ・「先生の、国語の授業の教え方は丁寧だと思いますか。」「理科の授業で、先生は分かり易く説明してくれますか。」など、教員の指導の状況について、児童・生徒が評価できるようにすることが重要です。

- 質問項目の自己設定の重要性
 - ・授業評価は、教員が自己の授業改善推進プラン等に記載された内容等について、その指導状況や達成状況を、児童・生徒に問うことが重要です。校内の全教員に共通の項目で授業評価を行っても、自己の授業改善推進プランとの関連があいまいになります。このことから、授業評価の項目は、各教員が自己設定することが望ましいと言えます。
 - ・しかし、学校経営方針や重点目標に設定された授業改善の状況について、全教員の授業を評価する必要がある場合には、一部、共通項目を設定することも考えられます。その際にも、全てを共通項目として実施するのではなく、各教員が自らの授業改善推進プランにもとづいて、自己設定できるようにすることが重要です。

(イ) 保護者等へのアンケートの活用

保護者等へのアンケートからは、保護者等の学校に対する要望や学校の教育活動への理解の状況、成果の受け止め方等、学校が自己評価を実施するうえで有益な情報を数多く得ることができます。学校関係者評価とは別に、保護者等へのアンケートを有効に活用することが求められます。

保護者等へのアンケートの項目は、この視点から、自己評価項目との関連を図り、各学校において適切に設定して実施することが必要になります。

イ 中間評価

中間評価の項目は、年度末に実施する自己評価項目を踏まえて設定することが重要です。自己評価項目の設定の仕方については、次のような例が考えられます。

- 年度末の自己評価項目と同様の項目で実施する方法
- 年度末の自己評価項目から、特に重点とする項目を選んで実施する方法
- 年度末の評価項目とは別に、中間評価項目を設定して実施する方法

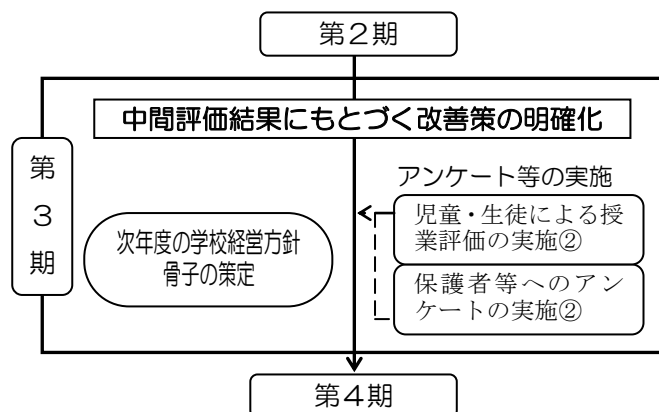
また、中間評価項目を設定するにあたって、次のように工夫している例も見られます。

- 年度末の評価は重点目標の達成状況を評価し、中間評価は目標達成への取組みの状況について評価する。

【第3期】 9月から11月

ア 中間評価にもとづく改善策の明確化

中間評価は、その後の取組みの改善に生かすことを目的として実施するものです。中間評価の結果を踏まえ、年度当初に設定した重点目標や、目標を達成するための方針が適切であったかを振り返り、必要に応じて改善することが重要です。この段階での改善が、年度末の目標達成を左右することとなります。



イ アンケート等の実施

年度末の自己評価を具体的で客観的なものにするため、第2回目の児童・生徒による授業評価および保護者等へのアンケート調査を実施します。

第2期に実施したアンケート等が、学校の中間評価に活用するためのものであったことに対し、第3期で実施されるものは、重点目標等の達成状況や、目標に対する年間を通した取組み状況に関する内容が中心となります。

ウ 次年度の学校経営方針骨子の策定

校長は、中間評価の結果および結果にもとづく改善策や、その後の教育活動の実施状況を踏まえ、次年度の学校経営方針骨子を示します。この学校経営方針骨子は、年度末の自己評価結果にもとづいて、次年度の教育課程を編成する際の基盤ともなるものです。また、この時期に、校長が学校の実情を踏まえた学校経営方針骨子を示すことは、教職員が新たな課題意識をもち、自己の教育活動の実施状況や所属する分掌組織における取組みや成果を振り返るための視点ともなります。

【第4期】 11月から12月

ア 自己評価の実施

第3期において実施したアンケート等を参考情報とし、自己評価を実施します。実施内容や方法は後述しますが、全教職員が重点目標や分掌組織の目標の達成状況、達成に向けた取組みの実施状況を振り返ることが重要です。

イ 評価結果にもとづく改善策の策定

自己評価の結果をもとに、成果と課題を明確にし、改善策を策定します。

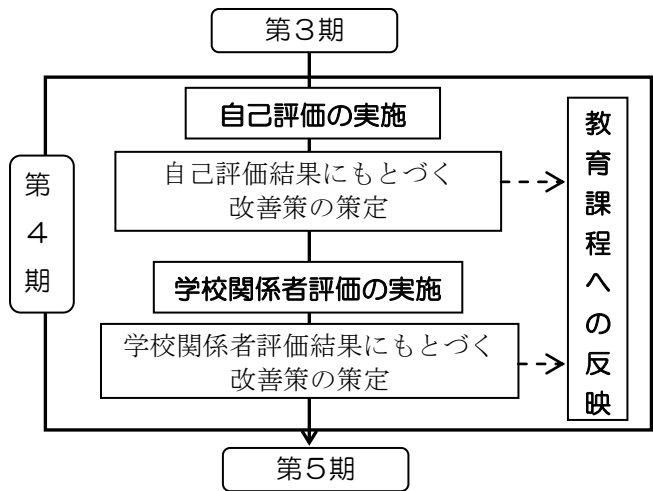
改善案は、当該評価項目に関する取組みの校務分掌上の担当組織が検討を行い、所属する教職員の協議により明確にすることが重要です。各分掌組織の主任は、協議の結果、導き出された改善策を管理職に報告し、決裁を受けることが必要です。また、決裁を受けた改善策については、全教職員の共通理解を図ることが重要です。

ウ 学校関係者評価の実施 (後述 III-2)

学校における自己評価の結果と、それにもとづく改善策をまとめ、学校関係者評価委員会に提示します。保護者や地域関係者等によって構成される同委員会は、提示された内容について評価を行います。学校の自己評価の結果や改善策が、学校の実態に即しているか、更なる改善の視点はないか等、学校から提示された内容を多面的に把握し、評価を行い、学校関係者評価の結果として学校に示します。内容等については後述します。

エ 学校関係者評価の結果にもとづく改善策の策定

学校関係者評価の結果を受け、学校では、必要に応じて改善策の見直し等を行います。この際、学校関係者評価の結果を、報告書のみで受け取るのではなく、学校と学校関係者評価委員が協議をすることが重要です。評価の過程における同委員会での意見や、評価結果が導き出された経緯を十分に把握しておくことで、改善策の見直しや立案を効果的に進めることができます。



【第5期】 1月から3月

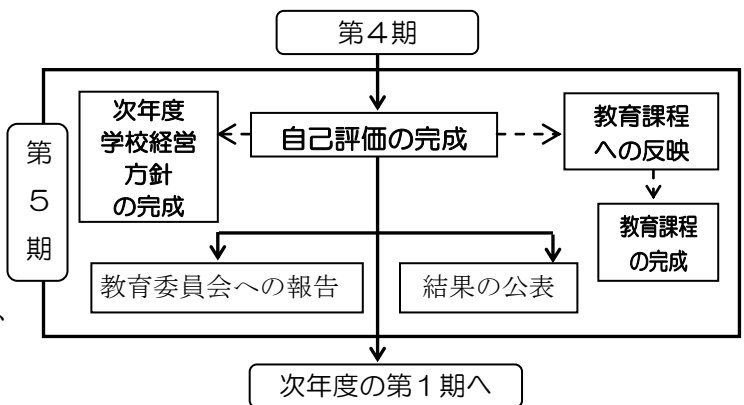
ア 教育課程への反映

第4期における学校評価の結果および校長の次年度の学校経営方針（案）にもとづいて、学校では、教育課程の編成を行います。

その際、編成に当たっては、学校評価の結果が、新年度の教育課程の内容に、どのように反映されたかについて、全教職員が共通理解をしておくことが重要です。

イ 教育委員会への報告と結果の公表

第4期において学校関係者評価結果にもとづいて策定した改善策を含めて、学校評価の結果を



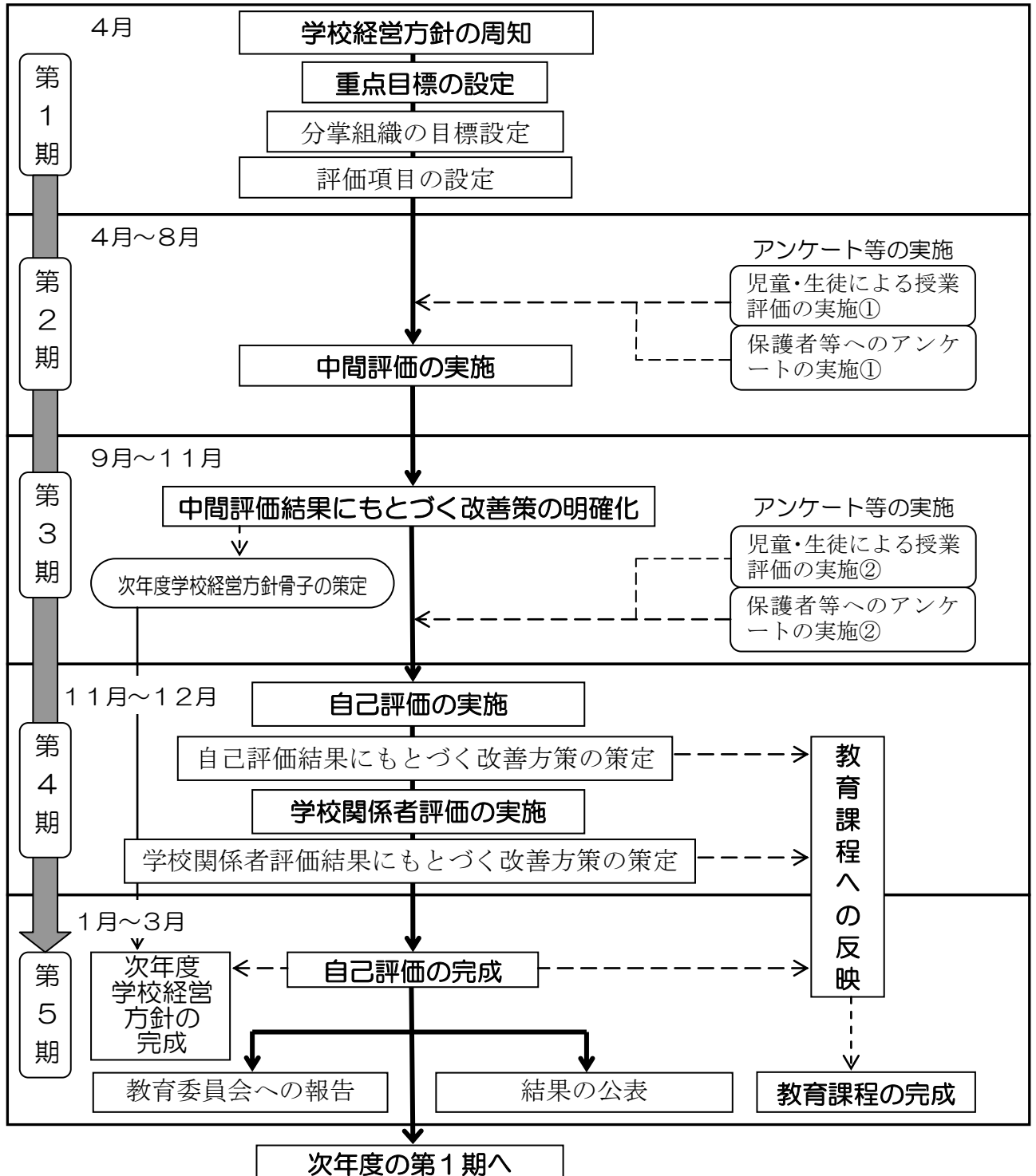
教育委員会に報告するとともに、保護者等に公表します。

報告および公表の仕方については、後述します。

(3) 学校における自己評価の展開

(2) に示した第1期から第5期までの展開を整理すると下図のようになります。学校では、概ね次のような展開を目安として、学校関係者評価等との関連を踏まえた年間計画を立案して評価を進めていく必要があります。

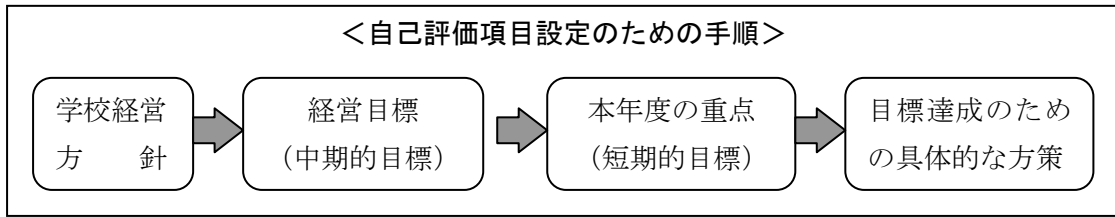
<学校における自己評価の基本的な展開>



(4) 自己評価の項目の設定と評価方法

ア 自己評価項目の設定の手順

学校の自己評価項目は、次の手順で設定することが重要です。



このように、学校経営方針にもとづき、中・短期的な目標を明確にし、その目標を達成するための具体的な方策を立案します。この具体的な方策の実現に向けた教育活動がどのように進められたか、どの程度実現できたかについて評価を行うことが基本となります。

イ 学校評価シートの作成と活用

12ページのような「学校評価シート(例)」を作成して評価を行います。こうすることで、上記の手順を踏まえた自己評価を進めることができます。

「学校評価シート(例)」の活用を例に、自己評価項目の設定方法や評価方法をまとめると、次のようになります。

※ 以下に示す(ア)から(カ)は、12ページのシートに示した内容に対応しています。

(ア) 学校経営方針の重点

校長が示す学校経営方針の重点を明確にします。本年度、具体的な取り組みを実施し、成果を創出したいと考える内容を絞り、「重点」を記載しています。

(イ) 項目

「学校経営方針の重点」に掲げた内容を、項目として設定し、これ以降の手順がすべて「重点」を踏まえたものであることを明示します。

(ウ) 経営目標

学校経営方針の重点とした事柄を実現するための中期的な経営目標を示します。

(エ) 本年度の重点

経営目標を実現するために、当該年度において重点的に取り組む内容を示します。当該年度内に実現すべき短期的な目標であるとの趣旨をもって設定します。

(オ) 具体的な方策

「本年度の重点」に示された内容を実現するために、全教職員によって実施する取り組みを具体化します。自己評価においては、ここに示した内容の実施状況や実現状況について評価を行います。

(ア) から (オ) については、校長、副校長、主幹教諭、学校評価担当教員等により設定し、その趣旨を全教職員に周知することが求められます。また、「(オ) 具体的な方策」については、「本年度の重点」として設定された内容について担当する校務分掌組織が、副校長の指導のもとで原案を作成し、校長の決裁を受け、全教職員に周知することも効果的です。

(カ) 評価、分析結果、改善策

＜基本的な考え方＞

「具体的な方策」に示した内容の実施状況や実現状況についての評価は、教職員全員の参画

によって行います。まずは、各項目について教職員一人一人が振り返り、評価を行うことが重要です。その際、示されている「方策」に対して、「自分がどのように取り組んだか」「自分が実現できたか」という視点のみではなく、「学校全体として、その実現に向けた取り組みがどうであったか」「学校全体として実現できたか」との視点から評価を行うことが必要です。

<評価の方法>

評価は、「A B C D」または「1 2 3 4」など、4段階の評語により行うことが、成果と課題を導くためには有効です。

教職員が個々に振り返った評価結果を、学校評価担当者が集約し、全教職員による評価の傾向を示します。その結果を踏まえて、各項目の内容について担当する校務分掌組織において協議を行い、学校としての評価案を「A B C D」等の4段階の評語で示します。

その際、「分析結果」を明示し、当該の評語を付した要因等を明示します。

また、「分析結果」を踏まえた「改善策」について、同組織内で協議し、案を示します。特に、評語がCやDであった場合には、具体的な改善策を示すことが重要です。また、評語がAやBであった場合には、継続・発展させるための具体策を記載することで、教育活動の充実に向けた取り組みを一層推進させることができます。

これらを、副校長の指導のもと、学校評価担当者が集約します。その上で校長に報告します。校長は、報告を受けて、その内容について指導を行います。その後、校長には、評価結果や分析結果、改善策等について意見交換等を行う場を設定し、これらについて全教職員の共通認識を構築することが求められます。

<各教員が実施する評価を充実させるために>

各教職員が、学校評価シートの各項目について評価する際に、評価のための指標が示されるとより具体的で客観性のある評価を行うことができます。また、全教職員による評価結果を集約する際にも効果的です。

例：次のページのシート「学力向上」の中の具体的な方策「めあてをもち、振り返る活動を位置付けた授業を実施する」（網掛け部分）を評価する際の指標

評語	評価の指標
A	9割以上の教員が、ほぼ毎時間、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。
B	7割以上の教員が、週の7割以上の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。
C	5割以上の教員が、週の5割程度の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。
D	週の5割以上の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した教員が5割以下であった。

学校評価シート（例）

経営計画上の重点から、評価の柱を設定する

<学校経営方針の重点>

- 1 確かな学力の向上
- 2 基本的生活習慣の確立と規範意識の育成
- 3 豊かな心の育成
- 4 健やかな体の育成

項目	経営目標	本年度の重点	具体的な方策	評価	分析結果	改善策	学校関係者評価		学校の見解と今後の方向性
							評価	コメント	
学力の向上	基礎・基本を大切に、分かる授業を実現する	言語活動を重視し、読む、書く、伝える、計算する力の定着を図り、自ら学ぶ力を育てる	めあてをもち、振り返る活動を位置付けた授業を実施する						
			朝ドリルの時間を活用した漢字学習と計算学習を実施する						
			授業改善推進プランにもとづく研究授業を、全教員が実施する						
生活習慣と規範意識	<p>「具体的な方策」の各項目について評価する際、ABCDの指標を定めると、より具体的・客観的な評価ができる。</p> <p>例「めあてをもち、振り返る活動を位置付けた授業を実施する」の指標</p> <p>A 9割以上の教員が、ほぼ毎時間、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。</p> <p>B 7割以上の教員が、週の7割以上の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。</p> <p>C 5割以上の教員が、週の5割程度の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した。</p> <p>D 週の5割以上の授業において、めあて→活動→振り返りの展開による授業を実施した教員が、5割以下であった。</p>			その評価結果が導かれた要因を記載する。		<ul style="list-style-type: none"> CDであった場合には、具体的な改善策を記入する。 ABの場合には、継続・発展のための具体策を記入する。 改善策までを示したものを学校関係者評価委員に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校関係者評価委員の総意として、「評価」「コメント」の欄を記入し、学校に戻す。 		
豊かな心								学校関係者評価の結果を受けて、学校の今後の方針を記載する。	
健やかな体	<h4><学校評価シートの活用例></h4> <ol style="list-style-type: none"> 1 校長の学校経営方針に即して「本年度の重点」、「具体的な方策」を設定する。 2 1を記載したものを教員に配布し、自己評価用シートとする 3 自己評価にあたっては、全ての教員の評価に関する基準をそろえるため、ABCDの各評語に数値による具体的な基準や指標を設定するとよい。 4 自己評価の結果を「評価」欄に記載する。 5 同時に、「分析結果」「改善策」を記入したものを、学校関係者評価委員会委員に配布する。 6 各委員は、学校の自己評価結果について評価を行う。 7 学校関係者評価委員会の評価結果を、委員の総意で記入する。 8 学校関係者評価の結果を受けて、学校の今後の対応等を「学校の見解と今後の方向性」に欄に記載する。 9 学校は「8」までを記入したものを公表するとともに、教育委員会に報告として提出する。 								
その他の重点									